市民活動支援指針改訂検討委員会 報告書(案)

目 次

は	じ	めに	2
第	1	章 市民活動をめぐる現状の確認	3
	1	川崎市市民活動支援指針とは	3
	2	市民活動の現状 市民活動の意義と特徴	4
	3	市民活動をめぐる法制度等の整備	7
	4	市民主体のまちづくりの取組 市民が市民を支える仕組み	9
	5	川崎市における市民活動支援施策の現状	11
	6	市民活動施策に係る課題	. 14
	7	まとめ	. 16
第	2	章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議	. 18
	1	活動主体や活動形態の多様化	. 18
	2	中間支援機能	. 18
	3	活動の段階的支援	. 20
	4	活動の場の確保	. 20
	5	市民間の連携の強化	. 22
	6	人材の確保や人材マッチング支援	. 22
	7	活動資金	. 23
	8	行政の役割及び体制	. 25
	9	その他(「市民活動」と「公益性」の概念について)	. 25
第	3 :	章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性への提言	. 27
	1	市民活動支援指針の果たした役割と今後の市民活動支援のあり方について考慮で	すべ
3	き	視点について	. 27
	2	多様な主体による連携・協働に向けた新たな考え方の整理について	. 31
さい	Δ.	ごに	. 34
資料	钟	編	. 35
1	,	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について	. 36
2	,	川崎市市民活動支援指針について	. 39
3	i	調査資料	. 41

はじめに

川崎市市民活動支援指針(以下、「市民活動支援指針」といいます。)は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりを目的に、平成13(2001)年9月に策定されました。策定されてから10年余りが経過するなかで、川崎市内の市民活動は大きく成長し、幅広い分野で活動の一層の広がりを見せています。また、地域課題の解決に向けた活動は、ボランティア団体や特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」といいます。)に限らず、町内会・自治会、企業、大学などの多様な主体が自律的あるいは連携して取組を行うなど、多様性も増しています。指定管理者制度など、指針策定当初には想定されていなかった制度も導入され、市民活動の活躍の場は行政がこれまで担っていた領域にも広がっています。

このような背景の下、現行の支援指針の検証・見直しを行い、より現状を踏まえたものへ改訂することを目的として、平成26 (2014)年1月に川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会(以下、「本委員会」といいます。)が設置されました。7回の委員会及び2回の小委員会が開催され、市民活動の定義や公益性の議論をはじめ、指針に基づくこれまでの市民活動支援施策の経緯や、多様な主体による活動の実態を確認するとともに、市内の市民活動団体が現在抱える課題等を調査しました。そして、課題に沿って必要とされている支援項目を整理した上で、環境の変化に即した今後の市民活動支援の方向性と、近年顕著になっている多様な活動の実態に即して新たに考え方を整理するべき視点の2点についてとりまとめました。

本報告書の構成は3章構成となっています。第1章では市民活動をめぐる現状の確認を 行い、第2章では、市民活動支援の課題や具体的方策について調査審議した内容を整理し ています。そして第3章では、市民活動支援の今後の方向性について本委員会としての提 言を取りまとめています。この報告書が川崎市の市民活動支援にとって新たなステージの 礎となることを期待します。

第1章 市民活動をめぐる現状の確認

本委員会では、市民活動の多様化や中間支援の現状など、現在の川崎市における市民活動をめぐる状況をみた上で、市の支援施策などについて確認を行いました。

1 川崎市市民活動支援指針とは

川崎市は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりを目的に、平成13(2001)年9月に「市民活動支援指針」を策定しました。この「市民活動支援指針」を基本的な施策の柱として、平成15年に全市的な市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」が設置され、幅広い市民活動支援の取組が実施されてきました。また、各区に市民活動支援コーナーが設置され、地域の活動の打ち合わせや資料作成に活用されるようになるなど、市民活動を様々な側面から支える仕組みが整備されてきました。各区では、協働提案型事業による市民活動団体との協働事業など、市民活動団体の特性を尊重して行政のパートナーとして公共をともに担っていく取組も行われてきています。

川崎市市民活動支援指針の概要

位置付け

- ○市民活動の発展を推進するための基本的な指針
- ○市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準

市民活動とは(定義)

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・継続的に参加し、社会サービスの提供 等、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動(布教を目的とす る宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く)。

支援のあり方

- ○支援とは、市民同士が「相互支援」していくことを原則とする。
- ○支援の基本は、必要とされる活動資源<人材、資金、活動の場、情報 (⇒4つの活動資源) 等>が提供されていく仕組みを構築すること。
- ○行政がそれらを提供する際には、市民活動の自立した社会的役割を尊重し、できる だけ中間支援組織を通して行うようにするとともに、市民活動推進委員会を設置 し、支援の推進について協議・検討を行う。

※「市民活動支援指針」の全文を巻末の資料編 (P■) に掲載しています。

2 市民活動の現状 市民活動の意義と特徴

(1) 市民活動の役割と発展

市民活動は、地域の身近な課題<u>に対し、市民が自発的にその解決に取り組む活動ですが、より多くの賛同者や参加者・協力者を得たり、他の活動団体や、行政、事業者などの主体と連携・協力したりすることなどを通じて、</u>活動を地域に広げ、<u>より大きな課題</u>解決の力を獲得していくことがあります。

その活動が多くの人に必要とされることで、地域資源の発掘や保全、有効活用を促進したり、地域社会における相互扶助や行政サービスの行き届かない部分を補完したり、新たな行政サービスや社会運動を生み出す役割を果たしたりするなど、独自性、先駆性を発揮することもあり、その成長・発展には、自主的・自発的に始まった活動が第三者のための活動に発展していくというダイナミズムがあります。

「特定非営利法人 多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ」

<u>~自主事業から発展して生まれた地域助け合いのNPO法人~</u>

30年ほど前に地域の助け合いの輪を広げようと、高齢者・障がい者・病弱者などを対象とした家事援助の自主事業から始まった活動は、その後制度化された介護保険事業や公的福祉サービスに担い手として関わることによって発展してきました。平成11年にはNPO法人格を取得しています。



(2)活動主体や手法の多様化

平成13 (2001) 年に策定した「市民活動支援指針」では、市民活動を、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」と定義しています。支援の対象となる市民活動については、「狭い意味での市民活動団体(例えば特定非営利活動法人格取得団体やそれに準じる団体など)に限定することなく、地域や職場をベースに結成された任意のボランティアグループであっても、支援の対象とする。また、川崎市内で活動を行っていれば、その事務所の所在地は、問わない。」と幅広い活動を対象としています。この様に、当初は非営利団体や無償のボランティア団体が支援対象の中心として描かれていました。

しかし近年は、住民やNPOがビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネス/コミュニティビジネス(SB/CB)が増加したり、町会や自治会などのコミュニティ活動が自主的に地域課題の解決に取り組んだり、公益財団法人や、大学などの教育機関、企業(事業者)や金融機関などの主体が、地域への貢献活動を行うことも増えており、市民活動という言葉の範囲を超えて、地域の課題解決などに取り組む担い手や手法が拡大してきています。

川崎信用金庫の社会貢献活動__

~金融機関による地域貢献~

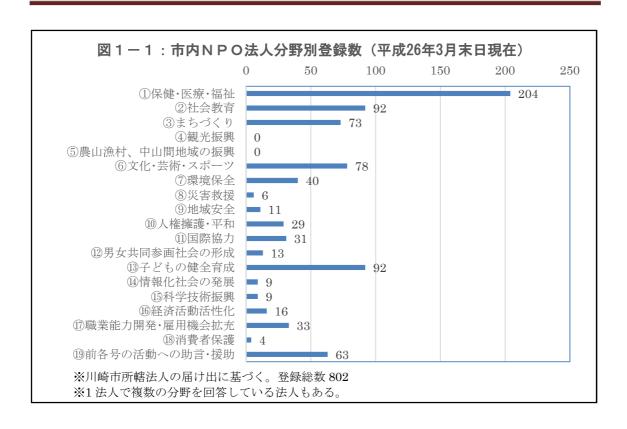
地域の行事や環境・まちづくり活動等への参加、子 どもたちのサッカー大会や作文・絵画コンクールの開 催、市と連携した環境配慮型定期預金「里山」の販売 など、幅広い地域貢献活動を展開しています。 写真など

「経営サポートセンター」では地域福祉関係の創業支援、福祉器具の開発者・販売者・利用者のマッチングなどを展開しています。関係者の出会いの場としての「ビジネスフェア」も開催しています。また、まだ利用は少ないですが、NPOなどの公益団体に有志をする制度も整備されています。https://www.kawashin.co.jp/40aboutus/80kouken/

(3) 市民活動の数や規模

市民活動には、一般的に狭義の市民活動と言われるようなボランティアグループや任意団体、活動を発展させて法人格を取得する団体 (NPO法人等)による活動に加え、町内会・自治会などのコミュニティ活動や、介護保険事業などの事業性の高い活動なども広い意味で含まれます。

市内でも多様な市民活動が展開されていますが、その数や規模を正確に把握することは困難です。例えば平成26年3月末現在、かわさき市民活動センターに利用登録をしている団体は634団体あります。また、川崎市内で認証を受けているNPO法人は、平成26年3月末日現在、336法人あります。その分野別内訳を見ると、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「子どもの健全育成を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」の順となっています(図1-1)。これらは市内の市民活動の一部であり、この他にも多くの市民活動が、前述の様な多様な主体によって市内で展開されていると考えられます。



(4) 市内の様々なコミュニティ¹の活動の実態

ア 地域単位に応じた活動

市内には様々な規模や形態のコミュニティが活動しています。例えば、最も身近な地域単位の一つである町丁では、町内会・自治会をはじめとして、子ども会や老人会、自主防災組織などが日常的に活動しています。小中学校区や地区の単位では、PTA、地域教育会議や地区町内会連合会や地区民生・児童委員協議会などが活動しています。区や市の単位では、各活動団体の区及び市レベルでの連合体として様々な協議会などが組織されています。それぞれの特性に応じて対象分野や活動地域が異なり、その活動内容も様々です。

イ 地域コミュニティにおける活動拠点

・コミュニティでは、幅広い分野でさまざまな団体が活動していますが、それぞれの特性に応じて対象分野や活動区域が異なり、その活動内容も様々です。

地域におけるミュニティにおける活動拠点としては、町丁単位では町内会館・自治会館、小中学校区では小中学校をはじめとして、こども文化センター、いこいの家などの施設、区単位では区役所・支所や市民館・分館、区社会福祉協議会などの団体や施設、市単位では、市役所をはじめ、かわさき市民活動センター、川崎市社会福祉協

1 川崎市自治基本条例では、第9条でコミュニティの尊重等について規定し、コミュニティを、「居住地、 関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」と定義しています。 議会などの団体や施設があります。<u>この他にも、民間の集会施設や会議室、コミュニ</u>ティ・カフェや公園など、様々な場所が活動の拠点として活用されています。

3 市民活動をめぐる法制度等の整備

(1) 公益法人制度改革

平成20(2008)年、新公益法人制度が施行されました。これは、明治31年(1898年)の制定から110年以上が経過し、社会環境の変化、多様化する社会のニーズに十分応えることができなくなっていた旧公益法人制度に替わって、社会が求める多様な公益活動を、民間の非営利部門が自発的に行えるようするための制度改革でした。

新たな制度では、主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されました。一般法人は登記のみでの設立が可能となり、行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)から公益認定基準を満たすと認定されれば公益法人となることができます。こうした制度改革により、主務官庁制を一因とした不透明な裁量行政が解消されることになりました。

法人の信頼性を保障する認定基準として、新公益法人は、不特定多数の人の利益の増進、すなわち公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準と、公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準に基づき、公益認定を受けることになります。

また、公益法人の活動を支える仕組みとして、個人や法人から公益法人への寄附について税制上の優遇措置が設けられています。

(2) 特定非営利活動に関する法制度

平成7 (1995)年の阪神・淡路大震災では市民のボランティア活動が大きな力を 発揮しました。このような市民の自主的・自発的な活動を活性化するための環境整備と して、それまでの社団法人や財団法人とは違った、より簡便に法人格を得ることのでき る法人制度が必要とされました。

こうした要望に応えるため、特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10 (1998) 年に超党派議員による議員立法として成立しました。制定当時、対象分野は12分野あり、都道府県及び経済企画庁(現在の内閣府)が認証事務を担っていました。

平成15 (2003) 年に法改正が行われ、活動分野が17分野へ、さらに平成24 (2012) 年には20分野へと拡大され、その間、設立の認証申請手続の簡素化が行われるなど、NPO法人の健全な発展のための環境整備が図られてきました。

川崎市においても、平成22(2010)年4月に神奈川県から地方自治法に基づき 認証事務が移譲され、さらに、NPO法改正を受け、平成24(2012)年4月から 新たに所轄庁として認証、認定事務を実施しています。

NPO法の成立によって、まだ広く「公益的なもの」として認められていない地域課

題の解決に市民が取り組みやすくなったと言えるのではないでしょうか。

(3) 寄附による活動支援制度の拡充

NPO法人に対する個人や法人からの寄附を増やし、その活動を支援する目的で、平成23(2011)年6月にNPO法等が改正され、多様な税の優遇措置が受けられる「認定NPO法人」になるための基準が緩和されるとともに、スタートアップ支援として、認定基準のうち一部の基準を免除する「仮認定NPO法人制度」が新たに導入されました。併せて、認定等事務の窓口が、国税庁から都道府県・指定都市へ移管されました。

「認定・仮認定制度」とは、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものとして一定の基準を満たすNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。

さらに、地方税法の改正により、認定を受けていないNPO法人でも、各自治体が個別に条例で指定すれば、個人住民税の寄附金控除の対象にできる、いわゆる「条例指定制度」が創設されました。

川崎市では、市民のNPO法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、市内におけるNPO活動の健全な発展を図ることを目的に、平成24年(2012)年7月にこの「条例指定制度」を導入しました。平成26(2014)年3月末日現在、神奈川県下では、川崎市のほか、横浜市、相模原市の指定都市をはじめ、10市町がこの制度を導入しています。

平成26(2014)年3月末日現在、市内における認定NPO法人は3法人、仮認 定NPO法人は1法人、条例指定NPO法人は5法人となっています

市民とは

平成17年4月に施行された川崎市自治基本条例では、「市民」を「本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう」と規定しています(第3条)。

具体的には、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

4 市民主体のまちづくりの取組 市民が市民を支える仕組み

本委員会では、市民が<u>主体となってまちづくりを担う取組</u>市民を支える仕組みとして、 以下の具体的な川崎市の施策や民間の中間支援組織の機能について確認しました。

(1) 参加と協働による市民主体のまちづくりの推進

川崎市は平成16(2004)年12月に川崎市自治基本条例(以下、「自治基本条例」といいます。)を制定し、情報共有、市政への参加、市と市民の協働を自治運営の三原則として、市民主体のまちづくりへ向けた様々な取組を進めています。そのなかで、平成18年度から各区に区民会議を設置し、参加と協働の拠点である区における課題について調査審議するとともに、具体的な課題解決に向けた取組の検討などを行っています。

また、7つの行政区のうち5区に公募市民等で構成するまちづくり推進組織が置かれ、 地域における活動の実施主体として、あるいは地域の活動を支える中間支援的な役割を 担い活動を行っています。

平成20(2008)年2月には、市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示した「川崎市協働型事業のルール」が策定され、このルールに基づく協働型事業が推進されています。

最近では、市民活動団体間や市民活動団体と企業間などにおいて、共通の課題解決に 対して互いに協力して取り組んでいく、「市民協働」といわれる取組が地域社会で活発 に行われるようになってきています。

(2) 中間支援組織による活動支援

「市民活動支援指針」では<u>支援の基本は「必要とされる人材」「資金」「活動の場」「情報」の4つの活動資源が提供されていく仕組みを構築することとしています。また、</u>4つの活動資源の提供について、「行政がそれらを提供する際には、できる限り『中間支援組織』を通して行う」としています。それは、活動資源が「市民社会の中で、市民活動団体の自主性を尊重し、柔軟かつ、公開性と透明性のある仕組みで提供されていくためには、行政が直接関わることは極力避け、市民の参加とチェックを前提に、中間支援組織にゆだねられることが求められる。」からです。川崎市も出捐している公益財団法人かわさき市民活動センターは、全市・全領域にわたる市民活動の中間支援組織として、4つの活動資源の提供や相談窓口の設置等を行っています。

そのほか、市内における中間支援的な活動としては、「麻生市民交流館やまゆり」を拠点として場所の提供や相談窓口、情報提供などの各種支援を行う「特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター」や、多摩区・中原区を拠点として市民ファンドやコミュニティ・カフェ、コミュニティビジネス支援などを行う「特定非営利活動法人ぐらす・かわさき」などの活動があります。

また市内には、共通の分野や地域をテーマとしてNPO同士がネットワークを形成す

る各種連絡会・協議会なども多数あり、参加団体間での情報共有を行っています。活動 に関する助言や助成金の交付などを行っている中間支援組織もあります。

みんなのテーブル メサ・グランデ ~多機能型コミュニティ・カフェ~

NPO法人ぐらす・かわさきが運営する中原区新城にある「メサ・グランデ」は、地産地消の野菜や惣菜の販売やカフェレストラン営業だけでなく、貸しスペース、ワンデイシェフ体験、コミュニティビジネス企業講座や交流会なども展開しているコミュニティ・カフェ。新しい交流やコミュニティビジネスを生み出す地域の拠点となっています。

http://mesa-grande.blogspot.jp/

写真など

(3) 寄附による活動への支援

市民活動を支える資金支援の仕組みとしては、これまでもNPOやボランティア団体に対する個人や法人からの寄附や、赤十字等への募金などが行われていました。近年は、公益財団法人などが基金を準備して市民によるファンドを創設し、個人や企業などから寄附金を募って、それを団体への助成や融資等に活用する動きが全国的に見られます。川崎市内でも、市民が主体的に寄附を募って運営する市民ファンドの設立準備の動きが見られます。

寄附を募る手法も多様化しており、民間の助成団体などでは、インターネットを通じて寄附を募るクラウドファンディングの活用が盛んになってきています。

5 川崎市における市民活動支援施策の現状

(1) 市民活動推進委員会の活動

平成14(2002)年1月から平成24(2012)年6月までの5期10年にわたり、市民活動推進委員会が設置され、「市民活動支援指針」に基づく事業の推進、市民活動の具体的な支援策について検討を行いました。

川崎市市民活動推進委員会の活動と市の施策への反映 (平成14年1月~平成26年6月 5期10年)

- ○委員構成:学識経験者・市民活動団体関係者・公募市民 計8名以内
- ○設置目的:川崎市民活動支援指針に基づく事業の推進、市民活動の具体的な支援策 について検討を行う。

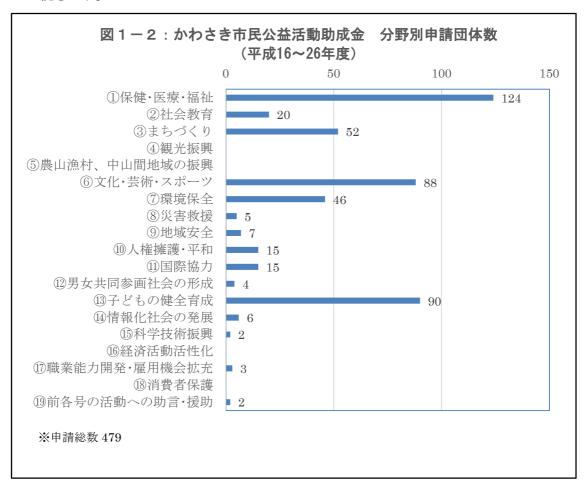
<市民活動推進委員会 4つの提言>

- ①市民活動センターの開設に向けて(平成14年11月)
 - ⇒かわさき市民活動センター開設(平成15年4月)
- ②市民活動の活動資金の確保に向けて(平成15年11月)
 - ⇒かわさき市民公益活動助成金(平成16年~)
- ③市民活動の評価に向けて(平成17年12月)
- ④市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて(平成19年3月)
- ⇒市民活動センターによるポータルサイト構築・運営「応援ナビ・かわさき」 (平成20年10月~)
- <市民活動推進委員会 3つの報告>
- ⑤川崎市における市民活動支援施策に関する検証(平成19年3月)
- ⑥協働型事業の推進に関する検証(平成22年3月)
 - ←「川崎市協働型事業のルール」の策定(平成20年2月)
- ⑦市民活動支援拠点に関する検証

(2) 全市・全領域の市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」

かわさき市民活動センターは、公益財団法人かわさき市民活動センターが運営する全市・全領域に渡る市民活動の中間支援組織です。現在JR南武線・東急東横線武蔵小杉駅から徒歩数分の高層ビルの1階に位置し、市民活動に関する各種講座の開催、会議室、フリースペースなどの場の提供、ポータルサイト「応援ナビ・かわさき」の運営、ボランティア・市民活動情報誌「ナンバーゼロ」やボランティア募集冊子「ボラ・ナビ」などの作成、「かわさきボランティア・市民活動フェア」や「ごえんカフェ」などの市民活動交流事業の開催、市民活動相談などを行っています。

また、川崎市からの補助金等を原資に平成16 (2004) 年に「かわさき市民公益活動助成金」を創設し、審査委員会による審査を経て市民活動団体への助成事業を行っています。平成16年度の制度開設以来平成25年度末までに合計503件、総額174,600,181円を交付しています。その申請に関する分野別団体内訳は保険・医療・福祉分野が全体の約4分の1を占め、続いて子どもの健全育成分野と、文化・芸術・スポーツ分野がそれぞれ全体の5分の1程度を占め、まちづくり分野が10分の1程度と続きます。



(3) 区における市民活動支援

各区では、区役所が参加と協働の拠点としての機能を担っています。

活動拠点としては、区ごとに区役所・出張所や市民館・分館内等に区民活動支援コーナーなどの市民活動支援拠点を設置しています。麻生区では、「麻生市民交流館やまゆり」を拠点としてNPO法人「あさお市民活動サポートセンター」が委託を受け市民活動の支援に関する事業を担っています。

区と市民との協働事業としては、市民が市民館・分館と協働で行う市民自主学級・市 民自主企画事業や、区役所が主体となって区民の参加と協働により実施する地域課題対 応事業などがあります。

資金支援としては、まちづくり推進組織やNPO法人を通じた助成事業を実施している区もあります。

市民活動の担い手となる人材育成に区役所内全体で連携し、市民が地域で活躍できる機会を創出、地域課題の解決に取り組むことができる仕組みを整えるための基本的な考え方等を示した地域人材育成基本方針を策定している区もあります。

その他、まちづくり推進組織が中間支援的な役割を果たすことを志向しながら活動している区もあり、ウェブサイトや冊子作成等を通じた情報提供や、交流イベントなどを実施している例があります。

(4) ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスに対する支援

住民、NPO、企業などさまざまな主体が、地域社会の課題解決に向けてビジネスの 手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスです。

川崎市では市内のNPO法人へ委託し、●●にコミュニティビジネス相談窓口を設置して、相談や企画講座の実施や相談窓口の設置、メールマガジンの配布等を行っています。また、事業の経営相談等について、公益財団法人川崎市産業振興財団が実施するワンデイコンサルティングも紹介しています。

資金支援の制度として、コミュニティビジネスを行おうとする市内のNPO法人に対する融資制度や商店街を活用した支援事業が整備されていますが、実績はまだ多くありません。

人材育成の取組として、川崎市と専修大学の協定に基づき、両者が連携して「KS(川崎・専修)ソーシャル・ビジネスアカデミー」を開講し、ソーシャルビジネスに関する座学・グループワーク、現場研修などを実施しています。すでに修了生は●●人を超え、その中から起業する修了生も出ています。

(5) その他

町内会・自治会への支援としては、全市的な拠点として「川崎市総合自治会館」が中原区に設置されており、同会館の管理運営を行う公益財団法人川崎市市民自治財団が、

町内会・自治会会館など地域自治施設の土地および会館の寄付受入及び貸付や、研修会・ 講演会などの実施、市民自治活動に関する情報及び資料の提供、相談などを行っていま す。町内会・自治会は地域が必要とする幅広い活動を行っており、地域での活動に応じ て、補助・助成金等が交付されています。

その他、例えば福祉分野においては社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が、男女共同 参画の分野においては川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)が、それぞれの分 野での全市的な中間支援組織としての役割を果たしています。

このほかにも、市内のNPO法人による連絡協議会や、市民活動団体自身が分野ごとの課題共有や解決のための連絡会等を結成するなど中間支援的な役割を担う事例もあります。

6 市民活動施策に係る課題

支援指針の策定後、川崎市では幅広い市民活動支援の取組を実施してきましたが、その中で以下の様な市民活動団体と事業を実施する上での施策上の課題も見えてきました。

(1) 幅広いニーズへの対応の必要性

かわさき市民活動センターによる市民活動団体へのアンケート調査や、平成25年度 に川崎市が委託により実施した市民活動の実態調査(アンケート結果及び実態調査結果 については資料編P■を参照)の結果を見ると、支援指針に掲げる4つの活動資源(人 材・資金・活動の場・情報)に対するニーズは依然として大きいことがわかります。

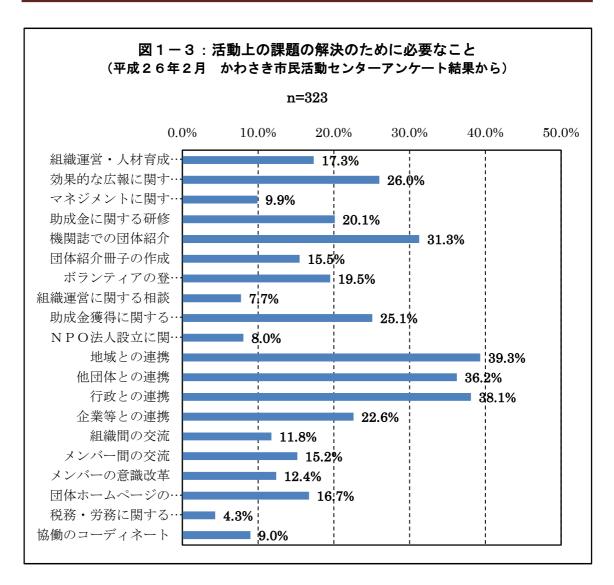
また、活動する上での課題を解決するために必要なこととして、団体運営のスキルアップにつながる研修の充実や、行政のみならず他の市民活動団体、町内会・自治会、とりわけ企業等との連携を望む団体が多く、単なる活動資源の提供にとどまらない、幅広いニーズへ対応した支援が必要とされています(21-3、次ページ)。

市民活動団体の多様化が進展し、設立初期の団体には4つの活動資源等の直接的な提供が効果的であるに対し、より成熟した団体に対しては、多様な主体との連携のためのネットワーク構築や、専門家による事業立ち上げ期のハンズオン支援²といった団体の事業性や自立性を高める支援を充実させるなど、団体の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

さらに、各局・区などの行政だけでなく、民間の支援メニューも多様になっている一方で、必ずしも個々の市民活動団体が最適な支援にたどり着けていないという声もあることから、団体のニーズと支援メニューのマッチングにも課題があります。

_

² 一対一で寄り添いながら直接支援を行っていくこと



(2) 施策体系上の課題

ア 自治推進委員会報告による指摘

川崎市自治推進委員会は、自治基本条例に規定する自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として設置されています。平成26(2014)年3月に第4期自治推進委員会から提出された報告書では、条例に基づく取組の総合的な評価として、協働に関する取組について何点か指摘がなされました。

具体的には、行政と市民活動団体が事業を実施する際の標準的な手続を定めた「協働型事業のルール」について、汎用性を高めるためにシンプルで分かりやすいものとしていくための検討、「協働」に関する考え方の整理、市民活動団体だけではなく、幅広い団体による連携・協力の取組への支援、市民間の連携・協力への対応などについての必要性の指摘がありました。

イ 平成25年度包括外部監査報告書

川崎市では、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人及び補助者により実施される監査を実施していますが、平成25年度の監査のテーマは「協働によるまちづくりに関する事業についての事務」となっていました。市の幅広い事業についてこの監査を行ったところ、協働の推進について、「自治基本条例と市民活動支援指針のみでは、全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化が不明瞭である」とされ、以下のような指摘・意見を受けています。

- ①協働に関する基本的な考え方及び計画の策定が必要であること。
- ②協働事業の成果の振り返りと検証が可能な目標の設定が必要であること。
- ③全庁的・横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、自治基本 条例の理念や協働に関する基本的な考え方にしたがって協働の推進が行われているか どうかといった検証や事業管理、モニタリングを実施する体制が必要であること。

これらの提案や指摘は、市民活動支援の考え方に直接的・間接的に影響を及ぼすものであり、今後の施策の構築において、尊重すべきものといえます。

7 まとめ

市民活動と呼ばれる活動の範囲やその手法及び主体は、「市民活動支援指針」の策定時と比べ、より多様性を増してきています。

行政が独占的に担ってきた公共サービスについても、事業の外部委託のみならず、指定 管理者制度や協働型事業の実施など、民間の担い手の領域が拡大しています。行政と民間 の活動の境界線を明確に引くことは難しいですが、地域における担い手は、主として行政 が担っていた時代から、行政や市民活動団体、町内会・自治会、企業市民、教育機関など、 多様な主体が担う時代へと変化しているといえます。

一方で、本市の市民活動への支援施策は、活動拠点の整備や資金支援、協働型事業など、 各局・区によって幅広く実施されていますが、それぞれの事業目的に基づいて個別に実施 されていることから、必ずしも施策間で相互に柔軟な連携が取られているとはいえない状 況があります。

各区の市民館等で市民自主企画事業など、市民活動団体の立ち上げ的な事業を行っていますが、そうした初動期の支援から、やがては区の地域課題解決事業の受託者になるといったような担当課をまたがる切れ目のない段階的支援のイメージの共有は、地域人材育成基本方針の策定など一部の区で始まったばかりです。

かわさき市民活動センターは全市・全領域の市民活動の中間支援組織であり、可能な範囲で各局・各区の施策の把握に努めてはいますが、すべての組織を横断的につなぐ機能には至っていません。また、市民活動センターが行っているかわさき市民公益活動助成金についても、スタートアップ助成への申請団体の数が伸び悩み、ステップアップ助成についても新規申請団体数の増加が課題となっていることから、市民活動団体のニーズと支援の

あり方について、再考する必要性もでてきています。

外部委員会等からの報告・指摘にもあるように、近年の幅広い活動主体や活動手法に対応した協働のあり方や、市民間における連携に対する対応のあり方について、現在全庁的に整理されているものがないことから、分野間を総合的に調整し、事業管理を行う規範となる考え方の整理が必要となっています。

指定管理者制度とNPO法人

平成15年度から市の所有する公の施設への「指定管理者制度」の導入が始まりました。制度導入により、特に、こども・子育ての分野やスポーツの分野では、数多くのNPO法人がそれぞれのノウハウを活かしながら、地域に根差した施設運営を行っています。

- ■菅生こども文化センター(宮前区菅生が丘)受託者:NPO法人赤い屋根(指定期間 平成23年4月~平成28年3月)
- ・ <u>こどもセンターは概ね中学校区毎に整備された児童</u> <u>の健全育成を主目的とした施設</u>
- ・ 同施設で活動していた地域住民たちが「運営協議会」 を立ち上げ、任意団体として指定管理を受託、その後 NPO法人となった。
- ・ <u>「利用団体代表企画会議」「こどもスタッフ会議」な</u> <u>ど利用者による企画運営、自主企画事業など、地域と一体となった運営が積極的に</u> 行われており、地域の市民活動への支援も展開している。
- ■高津スポーツセンター (高津区二子) 受託者:指定管理者:SELF 高津スポーツセンター事業体((株)カワサキスポーツサービス、NPO法人高津総合型スポーツクラブ SELF)、指定期間平成23年4月~平成28年3月
- スポーツセンターは各区に整備された多世代が利用 できるスポーツ施設
- ・ <u>地域住民によるNPO法人とスポーツサービスの民</u> 間事業者が連合事業体を形成し、指定管理を受託。
- ・ 受託以前は少なかった子どもや親子をターゲットとした各種教室の開催、地域の町会やスポーツ推進委員との連携、より専門的なスタッフの配置などが進んだ。



※ <u>この他、子ども夢パーク(高津区下作延)、青少年の家(宮前区宮崎)、複数のこども文化センターなどで、地域のNPO法人や地域住民の関わる合同事業体等が指定</u> 管理の受託団体となっています。

第2章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議

地域で活動する課題解決に取り組む主体にとって、どのようなことが課題となっているのか、また、今後求められる施策の方向性はどのようなものなのか、以下8つの論点に沿って意見交換を行いました。

1 活動主体や活動形態の多様化

<u>これまで支援指針が主な対象としていた市民活動だけではなく、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスや企業のCSRなどにも市民活動が広がっていること、また市民活動が担う公共性も深化していることなどについて意見がありました。</u>

(1) 課題に関する主な意見

- ・企業のCSR(社会貢献)活動やソーシャルビジネス/コミュニティビジネスなど、 地域課題の解決に取り組む活動主体の形態や活動の幅が広がってきており、このよう な活動に対する評価を積極的にしていく必要がある。
- ・ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスへの社会的認知を深めるための行政の取 組も必要である。
- ・川崎市には大企業が多く立地しており、川崎市らしい企業のCSR活動があってよい。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・市民活動支援だけではなく、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス、企業のC SR活動、町内会・自治会発の取組や、大学の地域連携の取組など、地域において取 り組まれている多様な活動に対応した「市民活動支援指針」が必要である。
- ・例えば、福祉などの分野では、公共サービス提供の一端を担っている市民活動団体も 多い。市民活動の公共的な側面を捉え、行政と市民活動の関係性を整理することも必 要である。
- ・市民活動団体の活動には、生涯学習やボランティア活動、行政が行わないサービスの 提供、行政からの委託を受けたサービス提供など、様々な形態があることを認識して おく必要がある。

2 中間支援機能

中間支援組織に特有の課題として、市民活動の多様化に対応しきれていない現状や、中間支援組織間のネットワーク化や連携の強化、行政との連携の強化等に関する意見がありました。

(1)課題に関する主な意見

- ・中間支援のみを行っている団体は、活動支援やエンパワーメントをミッションとしているため、安定的な収入が見込めず、組織の長期的な展望を描きにくい。積極的に中間支援を行っていくためには人員や予算面などの組織の体力補強が不可欠である。
- ・活動主体が多様化しているのに対し、行政が関与している中間支援組織は、NPO、 企業、福祉団体など、活動主体の形態に応じて中間支援を行っており、一つの窓口で 総合的な相談に対応できるような支援が行われていない。
- ・活動形態や内容の多様化に、全市・全領域の活動拠点として位置付けられているかわ さき市民活動センターの支援体制が対応できない部分も出てきているのではないか。
- ・区役所に活動支援コーナーが設置されているが、中間支援的な機能は乏しい。相談やコーディネートにも対応できる中間支援機能を持つ拠点がより身近な地域単位にあることが望ましい。
- ・市民活動団体同士がネットワークを形成し、議論していくことにより、必要な支援ニーズを把握し、支援の仕組みを自ら作り上げていくことが最も望ましい中間支援の形なのではないか。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・活動の多様化に対応できるよう、ワンストップで総合的な活動支援を実施できる中間 支援拠点が必要ではないか。
- ・中間支援の役割を担っている既存の機関や活動主体の活用を含めた検討が求められる。
- ・中間支援拠点は、区、あるいは南・中・北部など、より狭域にあることが望ましい。
- ・現在、各区で行われている活動支援の取組の強化が重要である。
- ・中間支援機関同士や行政との間のネットワークや連携を強化していく必要がある。
- ・民間の中間支援組織も対象としながら、かわさき市民活動センターと区の支援拠点等 との連携・相談体制の強化が必要である。
- ・仮に中間支援機能を新たに整備する場合には、指定管理者制度の導入による市民活動 団体による運営が望ましい。

豊かな地域療育を考える連絡会 ~関係団体の情報交換・連携の場~

NPO法人わになろう会など、障害児に関わる法人 や団体、障害時保護者などが、療育の現状及びニーズ 把握のための情報交換と情報収集を目的としている ネットワーク組織です。

イラストなど

月1回の定例会議やフォーラムの開催、学習会や行政への提言、「障がい児の子育て支援ムック」の発行など、様々な活動を展開しています。

http://ryoiku.com/index.htm

3 活動の段階的支援

市民活動が発展する経路や段階、課題も多様化しており、その発展段階に応じた支援や、 専門的な支援の強化などについて意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

- ・市民活動の発展への道筋や段階、それに伴う人材や資金繰りの状態などは様々であり、 課題や支援ニーズも多様である。
- ・長年地道に地域の課題の解決に安定して貢献し、必要とされているような団体もある。発展段階モデルをつくっても、全ての分野、団体がそれに当てはまるわけではない。
- ・既存の支援施策が団体の実状やニーズに合致していないことがある。活動団体の実状 を調査し、発展段階をある程度類型化することで、よりきめ細かな支援を行うことが 必要ではないか。
- ・自立化や事業化に向けた支援と活動継続へ向けた支援とを区別して支援を行う必要が ある。
- ・特に自立支援や経営支援、法的課題や対策等においては、専門的支援が必要である。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・会計士、税理士、社労士、司法書士などの専門職種による会計・労務・法務等の相談や派遣の仕組みがあるとよい。
- ・活動の発足期、継続期、発展期など、段階に応じた支援を充実させていく必要がある。 現行のかわさき市民活動センターの支援制度についても、段階的支援機能を持ったも のへと発展・充実していくべきである。
- ・市民活動には多様な発展経路があるということを認識し、専門的な人材や行政、地域 の共益団体、大学などの連携を含めた学生などの連携によるハンズオン支援の強化が 不可欠である。

4 活動の場の確保

活動の拠点として場の確保は重要である一方で、高い賃料や使用可能な施設についての 情報不足などがあることから、空き家・空き店舗の活用や、インキュベーションスペース³な どの導入について意見がありました。

(1)課題に関する主な意見

・市民活動団体は、地域に活動を見てもらい、共感を得るためにも、より利便性の高い

^{3 「}インキュベーション」とは、英語で(卵などの)ふ化を意味します。これになぞらえて、起業や創業をするために活動する入居者を支援する施設やスペースを、インキュベーションオフィスやインキュベーションスペースと呼びます。

場所に活動拠点を確保したい。しかし市内は、利便性が高い地域ほど家賃も高い。

- ・法人格を有していない場合、不動産の賃貸借を個人名で行わざるを得ず、個人への負担や運営面での不便が大きい。
- ・どのような施設が使用可能かどうか情報を一括して把握できるシステムがない。
- ・かわさき市民活動センターのブースは、団体が事務所スペースを借りられるので有意 義だが、数が少なく、<u>初動期の市民活動団体にとっては</u>賃料が高い。<u>賃料や広さなど、</u> もっと幅広い選択肢があってもよいのではないか。
- ・市民活動やソーシャルビジネス/コミュニティビジネスのインキュベーション施設が 少ない。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・空き店舗・空き家や大学・民間スペースなどの積極的な活用に向け、情報提供などの 仕組みを整えたり、空き店舗・空き家を手軽に利用できる仕組みが構築できるとよい。
- ・空き教室などの遊休施設や民間シェアオフィスなどを活用した市民活動オフィス、ソーシャルビジネスインキュベーション施設があるとよい。
- ・人材に関する情報、場に関する情報などの共有化に向けた検討が必要。

にこプラ新地 ~民間事業者が地域にコミュニティスペースを提供~

東急田園都市線二子新地駅近くの高架下を東京急行電鉄 が沿線地域のために提供し、2014年に開設されたアート& コミュニティスペース。

住民参加のワークショップで出された要望を基に、地域活動や情報の拠点、アートの創作や発表場所、交流スペースとして設計され、ワークショップ参加者を中心に立上げられた地域住民によるNPO法人と東京急行電鉄が賃貸契約・運営協定を結んだ。http://dt08.org/nicopla/

長沢自治会 ~自治会の会館や備品を市民活動に提供~

多摩区■■の長沢自治会では小学校PTAのOBが展開している地域の子どもを対象とした活動に、自治会館の会議室や備品を貸しています。道路清掃活動などのボランティア活動、老人会、消防団などにも活動支援をしています。支援に際しては、自治会でその活動内容を吟味し、収益団体等はお断りしています。

5 市民間の連携の強化

市民活動団体同士や中間支援組織間、あるいは行政との連携などの必要性が認識されて いますが、実効性を高めるていくためには、タイプの異なる活動団体の連携や、サロン的 な集まりの有効活用が重要であるなどの意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

- ・市民活動団体同士が意見を出し合う場や、代表者たちが集まる機会はあっても、そこで出された意見を活動や課題解決に結びつける機能までは至っていないと感じる。
- ・市民活動団体が連携することで、相互の抱えている課題解決やサービスの受け手へのより充実したサービスの提供につながることがある。
- ・多様な主体が出会い、互いの活動を知ったり連携したりするきっかけが必要である。
- ・中間支援組織同士や行政部局と中間支援組織間のネットワークや連携が不足している。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・情報交流や出会いの機会を創出することを目的とした、地域課題に応じて関係者が集 うサロン的な場の実施(区民会議の活用)などによる多様な主体の連携を実施する。
- ・市民活動団体と地域における活動団体(町内会・自治会や商店会、老人会等)との連携など、地域課題の解決を軸とした多様な主体の連携が必要。
- ・地縁型活動とテーマ型活動など、異なるタイプの地域活動に携わる人材が一緒に受講 し、互いの活動を知る講座を実施してはどうか。

6 人材の確保や人材マッチング支援

活動を行っていくにあたり、専門的人材を確保し、必要な人材のマッチングを担うコーディネーターの確保・育成の必要性があり、そのような人材を派遣できるような新しい仕組みの検討や、市内の既存の人材育成機関の活用等について意見がありました。

(1)課題に関する主な意見

- ・専従職員や有給職員、専門家の確保が困難である。無償ボランティアに頼らざるを得ないが、無償では活動意欲の持続や、安定的・継続的人材確保が難しいことがある。
- ・活動への理解を広げるためには情報発信が重要だが、専門的人材の確保が困難であり、 PRにかかる費用が高額である。
- ・地域への参加意欲を高める仕組みと、参加意欲のある人が参加できる仕組みの両方が 必要である。参加できるようにするためには、受入側である活動団体にも受入への意 欲や体制が必要である。
- ・市内の既存の制度や実績のある団体を活用したコーディネート・マッチング強化が必要。

- ・団体間をつなぎ、活動を成長させていくためには、つなぎ手(コーディネーター)の 確保・育成が不可欠である。
- ・つなぎ手になるには、両方の場に顔が利くことが重要。役職だけつくっても機能しないことがある。
- ・本来の活動内容や業務とは別に、利用者のニーズに合わせて他団体を紹介するなど、 コーディネーターの役割を果たしている団体もある。
- ・団体の関係者自身が交流の場へ研修などの場などに出ていき、積極的に情報収集した り、人脈を広げていくことも重要ではないか。
- ・コーディネーターには専門的なスキル、情報量、調整能力が求められる。サービス提供により対価を得るものではないため、それを誰が担い、費用を負担するのかが課題となる(地域包括ケアシステムの検討過程でも、同様の課題が指摘されている)。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・地域の課題解決にあたる核となる人材をプールし、必要に応じて団体へ派遣し活動の 指導にあたるような仕組みを導入できないか。
- ・KSソーシャル・ビジネス・アカデミーやプロボノと提携した人材育成や、修了者・ 経験者を活用した人材ネットワークづくり、相談体制、人材育成プログラムが求めら れる。
- ・研修講座修了者に活動のインセンティブを与える仕組みを検討してはどうか。
- ・「地域マイスター」など、地域における市民プロデューサー・キーパーソンの育成・支援の仕組みづくりを検討してはどうか。

7 活動資金

活動を行っていくために必要な資金の確保について、助成金制度や委託事業、融資制度などに関する課題が挙げられ、それぞれの制度をより使いやすいものにしていくための中間支援組織の活用や行政の対応の改善、寄附の活用などについて意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

①助成金関連

- ・補助・助成金は人件費や家賃に充当できないため、必要な事業であっても、事業が拡大していくにつれ団体の持ち出しも多くなっていくというジレンマに陥ってしまう。
- ・補助・助成の必要性が高くても、継続して受領できるかは不透明で、活動の長期的計画等が立てにくいことがある。また、新規団体にとって補助・助成への参入が難しいことがある。
- ・助成金制度の目的は市民活動の事業に対する資金支援だが、団体にとっては資金を得ることが目的となってしまっている。

②事業委託関連

- ・事業委託は活動資金確保の手法の一つであるが、行政からの委託事業は、人件費算定 が低く、市民活動団体が安く使われていると感じる。
- ・受託による業務に忙殺され、本来の活動ができなくなってしまう危険性がある。
- ・市民活動の趣旨・目的にあった委託事業や指定管理事業が少ない。
- ・委託事業や指定管理事業の募集期間や書類提出までの期間が短く、書類作成に不慣れ なことが多い市民活動団体にとって応募しにくい状況がある。
- ・指定管理者等の事業委託の目的はよりよいサービスの提供であり、事業費を下げることは副次的効果に過ぎない。行政と指定管理者との間の対等性が確保されるべきである。

③ 寄附や民間資金の活用

- ・協賛金は、協賛母体の経営状況等に左右されることがあり、継続して受けられるとは 限らない
- ・企業等からの資金や寄附などをいかに獲得するかが課題。
- ・NPO法人への融資制度は、法人側には返済しなければならないお金のため、借り入れるハードルが高いのではないか。

(2) 今後の方向性に関する主な意見

①助成金関連

- ・助成金申請までを導く講座の実施など、補助・助成金の申請に関する中間支援が必要。
- ・助成金制度の目的の明確化や様々なニーズに対応できる助成金制度の見直し・整備が 必要。
- ・助成金に限らず、活動の資金獲得に必要な事業計画作成に対する支援が重要である。

②事業委託関連

- ・委託事業や指定管理事業の募集においては、十分な募集期間の確保や、行政と市民活動団体との対等性が確保される必要がある。
- ・委託事業等において、市民活動団体を優先させる仕組みは検討できないか。

③ 寄附や民間資金の活用等

- ・市民活動を支える資金の安定化を確保するためにも、市民ファンドの設立が必要である。また、市民ファンドへ企業が寄附を行える仕組みも考慮する必要がある。
- ・市民ファンド設立に向け、市内企業の意識や意向に関する調査を実施してはどうか。
- ・市民の地域貢献意識を反映させる仕組みの導入が必要。
- ・企業が出捐することによるファンドも考えられる。
- ・広く市民の賛同を集めるため、クラウドファンディングの仕組みの導入・活用を図ってはどうか。
- ・低利子・無利子融資の導入など、NPO法人への融資制度の見直しも検討してはどうか。

8 行政の役割及び体制

行政における職員の協働推進体制や区役所の市民活動支援機能が現行では必ずしも十分でないことから、職員に対する協働のコーディネートの役割への期待や、区役所機能の一層の強化についての意見などが出されました。

(1)課題に関する主な意見

- ・市における全庁的な協働推進体制が整備されていない。
- ・行政側の担当者が2~3年の短期間で異動してしまうため、継続的な相談ができない。
- ・区には活動支援コーナーが整備されているが、打ち合わせスペースや印刷機能が中心 となっており、機能が十分にいかされていない。
- ・区役所機能の強化の取組により、区役所が参加と協働の拠点としての役割も高まって いるが、まだ十分ではない面もあると思われる。
- (2) 今後の方向性に関する主な意見
 - ・市民活動施策の検討にあたっては、幅広い分野の行政職員の参加を期待したい。
 - ・区役所に協働のコーディネーターとしての役割を期待したい。行政職員の異動に影響 されない相談体制の確立も必要。
 - ・活動に関わる幅広いステークホルダーの意見を集約する仕組みづくりが必要。
- ・区が地域の拠点となるために必要な予算や人員、権限が付与されているのか、検討の 余地がある。

9 その他(「市民活動」と「公益性」の概念について)

支援指針では、市民活動の定義として、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」としています。本委員会では、こうした市民活動の性質を「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」等と定義される「公益的な活動」と捉えられるのではないかとの提起に関して意見交換を行いました。

(1) 主な意見

- ・公益や、第三者のためとまでは考えていない活動もあるのではないか。
- ・公益というと、公助の意味にとれる。むしろ共助の範囲ではないか。
- ・市民活動は、必ずしも公益を意識して始まったり、最初から公益性を持っているのではなく、むしろ自らが困っていることや身近な課題を解決しようという私益、共益的な視点から始まり、それが周囲の共感や協力を得て、公益性を獲得していくことがある。
- ・公益という、広く一般社会のためというより、自分の地域の課題解決のような、地域 益でないか。
- 「公益性」が高い活動を行う団体がすべて市民活動団体であるかというとそうではない。

また、自治会・町内会等の共益的な団体の活動にも公益性が高いものがある。

- ・企業や事業者、法人、それらの部署などの活動が極めて公益的だったりすることもある。
- ・「公益」には、「行政公益」と「市民公益」がある。「行政公益」は不特定多数のための 最大公約数的な利益で、法律・条例でお墨付きを与えられたものを指すが、「市民公益」 は特定のニッチ部分(隙間)のニーズを拾い上げていくもの。
- ・行政が担っている活動は法令により判断されるが、市民が支える公益(市民公益)は、 市民的な承認によって成り立っており、そこに先進性・開拓性がある。公益かもしれ ないものに機会を与えることともいえる。

第3章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性への提言

本委員会では、第1章における川崎市での市民活動をめぐる現状の確認、第2章の市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議を踏まえ、今後の方向性を整理し、次の2点について委員会としての方向性を取りまとめました。1点目は、現行の支援指針について、その意義を確認した上で、今後の市民活動への支援のあり方を考える際に必要な視点を明らかにしました。2点目は、地域における活動の主体や取組が多様化しているなかで、地域課題解決に向けた活動を広く対象とした新たな施策の必要性を認識し、今後検討を進めていくにあたって具体的に議論すべき項目を掲げました。

1 市民活動支援指針の果たした役割と今後の市民活動支援のあり方について考慮すべき 視点について

(1) 現行の支援指針の意義について

現行の支援指針については、第1章で述べたとおり、平成13 (2001)年の策定以来、本市の市民活動支援施策を推進する上での基本方針としての役割を果たしています。1章「5 市民活動施策に係る課題」でも確認したように、現在市民活動が抱える課題をみると、活動の場、資金、人材、情報共有といった活動資源に関するものが大きな部分を占めており、この4つの活動資源について中間支援組織を通じた支援を行う必要性を謳った指針の基本的な方向性は、策定後10年余りを経た現在もなお有効であるといえます。

一方、策定後の社会環境の変化としては、まず市民活動の形態の多様化があげられます。市民活動の認知度の向上やNPO法の整備に伴うNPO法人の増加に代表されるように、それまでボランティアグループが中心であった市民活動団体の中から、事業性や継続性を追求する団体や、中間支援機能を指向する団体などが増えてきています。これらの様々な団体は、それぞれ特有の課題を抱えていることから、細やかな支援を行ううえでは、団体の状況に応じた支援のあり方が必要となっています。

また、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組む傾向が強まっていることも、近年の大きな傾向といえるでしょう。地縁型組織である町内会や自治会とともに、身近な課題意識を動機としている市民活動が地域課題解決の重要な主体アクターであることに変わりはありませんが、近年では企業や大学なども地域との連携や貢献に向けて強い関心を抱くようになっており、これら多様な主体が、それぞれの特性を活かしながら連携することにより、より効果的な活動となっている事例が全国的に見られるようになりました。これからの市民活動支援を考える上では、地域課題解決における市民活動と多様な主体の関係性について留意することが求められます。

これらの社会環境の変化を踏まえて、今後の市民活動支援に対し、次の3つの方向性

を取りまとめました。

(2) 今後の市民活動支援についての方向性

ア 多様なニーズに応じた支援手法の活用

市民活動の活動範囲や手法・主体の多様化を受けて、それぞれの市民活動団体が必要とする支援も多様化しています。特に、事業性や継続性を指向する団体への支援は、従来型の支援とは異なるニーズがあるといえます。そうしたニーズに応える形で、全国的には例えば次のような取組みが生まれてきています。

【4つの資源に沿った新たな支援の具体例】

【活動の場】

- ・空き家、空き店舗等の活用事業
- ・シェアオフィス、レンタルオフィスなどの整備

【資金】

- ・事業規模に応じて簡単に寄付を募る仕組みの構築(クラウドファンディング等)
- ・ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの手法の活用

【人材】

- ・専門的知識を有する人が事業の立ち上げ期に参加する支援(プロボノによるハン ズオン支援等)
- 市民講座修了生などの活用

【情報共有】

・ I C T技術の活用

【その他】

・企業や行政との協働を通じた信頼性の付与

今後の市民活動支援においては、活動の場、資金、人材、情報共有という活動資源の柱は変わらないとしても、多様な市民活動団体がそれぞれ必要とする支援ニーズに柔軟に応えられるよう、積極的に新たな手法を開発・活用していくことが重要です。

方向性1

多様化する支援ニーズに柔軟に対応するため、積極的に新たな支援手法や支援メニューを開発・活用する。

イ 支援の体系化と中間支援機能の育成及びネットワーク化

近年の地域課題解決に向けた取組における市民活動の役割の拡大が認知されるにつれて、様々なセクターが市民活動の支援を行うようになってきており、またその提供

方法についても、支援の需要に応える形で様々な取組みが生まれてきています。

一方、市内の市民活動団体の抱える課題をみると、必ずしも個々の市民活動団体が 最適な支援にたどり着けない、段階に応じた継続的な支援が受けられていないという 声もあり、団体のニーズと支援メニューのマッチングに課題があるといえます。 このような状況に対しては、様々な支援を有機的に結びつけ、体系化・関連化することで、市民活動の状況に応じた、切れ目のない、細やかな支援が可能となります。

また、市民活動と支援主体を結びつける中間支援組織についての連携も重要です。 現行指針の策定時と比べ、現在では様々な特徴を持つ中間支援組織が誕生し、活躍し 始めています。しかしながら、中間支援組織の多くは経営基盤の強化に課題を抱えて います。

今後は、中間支援機能を担う多様な主体を育成しながら、市内においてどのような 支援が行なわれていて、それらの支援が市民活動のどのようなニーズを充足させるの かということについて、支援施策の体系化と中間支援組織のネットワーク化による情 報共有を通じて明確化し、効率的・効果的な支援体制を確立することが必要です。

方向性2

支援のニーズとメニューを効果的にマッチングするため、各種支援メニューの有機的 な体系化と多様な中間支援組織のネットワーク化による効率的な支援体制を確立する。

ウ コーディネーターやキーパーソンの育成

多様な支援手法の活用や支援の体系化・ネットワーク化を考えるとき、最も重要になるのは中間支援組織や行政におけるコーディネート機能の充実です。市民活動支援に関する需要と供給をベストマッチさせるためには、施策や体制を充実することに加え、支援の需給双方に通じているコーディネーターの存在が不可欠です。

さらに、市民活動そのもの、あるいは地域課題の解決そのものにおいてもコーディネート機能はきわめて重要な意義があります。地域課題が多様化する中、単体の団体や単独セクターで課題に対応していくことには自ずと限界が生じます。そこで、活動主体が他の団体や多様な主体と連携することで、活動の幅を拡げ、質を高めることができるようになりますが、そのためには、多様な主体に通じるキーパーソンが必要となります。

このように、コーディネート機能は、中間支援組織や行政、及び各活動主体に求められる今日的な機能であると言え、今後の市民活動支援や市民活動の発展を考える際には、コーディネート機能を担うコーディネーターやキーパーソンの育成に向けた取組みを行う必要があります。

方向性3

市民活動支援に関する需要と供給をベストマッチさせ、さらには市民活動をより 深化させるため、多様な主体においてそれぞれ人や事業、支援をつなぐことができ るコーディネーター、キーパーソンを育成する。

(3) 今後の市民活動支援施策及び支援指針について

支援指針については、その基本的な理念や方向性については現在もなお有効である一方、近年の社会状況の変化を踏まえた支援の方法やあり方を考えるとき、今回の<u>提言</u>を踏まえながら支援施策を検討し、実行していくことが重要といえます。

また、近年における<u>多様な主体</u>による地域課題解決という潮流をふまえると、市民活動についても、地域課題解決に関わる多くの主体のなかの一つの重要なセクターであるという捉え方が重要です。

こうした動きは現行の支援指針においても市民が市民を支える仕組みを基本としている点で想定しているものですが、今後の市民活動やその支援のあり方を考えるに当たり、 この具体的な潮流を踏まえたうえで、改めてもう一歩踏み込んだ整理が求められます。

2 多様な主体による連携・協働に向けた新たな考え方の整理について

(1) 多様な主体による公共の取組への認識

ライフスタイルや価値観が多様化し、市民ニーズが高度化・複雑化する現代社会において、行政が独占的に公共的な活動を行っているわけではなく、市民間の支え合いや連携した活動、事業者によるサービスの提供など、ボランティアグループや市民活動団体、地域の事業者、企業などの多様な主体も公共的な分野を担っています。 さらに、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスなどをはじめとして、社会的な課題解決を目的として事業を行う団体や企業も増えています。

行政が担っていたサービスが外部化され、民間によって提供されるケースもあれば、 当初は市民による活動から出発したサービスが、公にその必要性・重要性が認識され、 行政サービスに組み込まれるケースもあるなど、行政と民間の境界は絶えず揺れ動いて います。

今後の検討へ向けた視点

公共の担い手の多元化や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の 形態にこだわらず、市民的役割を持ちながら、一定の社会的課題の解決のための活動 を行っている実態を広く捉える必要があります。また、関連する行政施策を検討する 際には、このような現状を十分踏まえることが必要です。

行政と民間の役割分担の境界線はあいまいなもので、どこまでが行政の領域で、どこまでが市民の領域、という明確な分類はできませんが、誰が担えばより必要な人にサービスが届くのか、あるいは効果が高まるのか、などについて課題ごとに確認していくことが必要なのではないでしょうか。

また、あるべき姿や望ましい考え方について早急に整理できるものではありませんが、行政と市民が同じ場に立って、具体的な課題をベースに丁寧に対話を重ねていく必要があります。

(2) 協働に関する考え方の整理と市民間連携

それぞれテーマ型コミュニティ、地縁型コミュニティと呼ばれることもある市民活動と町内会・自治会の活動は、活動の目的やサービスの対象などが異なり、またそれぞれに対する行政の施策も異なっています。しかし同時に、これらの団体は共に地域コミュニティの構成員であり、重要な公共の担い手でもあります。

自治基本条例では、市と市民の協働について規定していますが、地域における市民活動団体、町内会・自治会、商店会、企業など、多様な団体が有機的に連携しながら、地域課題の解決に向け共通の目的を持って活動していることを、広く協働と呼んでいる自治体もあります。

このように、地域社会における協働の実態について改めて振り返ると、現行の自治基本条例で規定している市と市民の協働という関係性だけではなく、多様な主体間(多様な利害関係者:マルチステークホルダー)との関係性のなかでの展開を示しているといえます。

今後の検討へ向けた視点

川崎市では<u>現在</u>、市と市民の間の協働の具体的な指針や、指針に基づく計画などについて、施策体系として整理していませんが、行政及び市民が協働の取組を進めていく際に、相互にその目的や手法を確認できるよう、考え方を整理することが求められます。

<u>その際には、地域の課題を解決する主体として、多様な主体を明確に位置付けるなど施策の方向性も必要です。</u>

併せて、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応していくべきかについても検討を進める必要があります。

(3) 今後の検討項目と方向性の提案

ア 中間支援のあり方

川崎市内には、全市・全領域への市民活動支援拠点としてかわさき市民活動センターが設置されているほか、市民活動団体が担う中間支援組織や公的機関が担う中間支援組織もそれぞれの活動目的に沿って、活動を行っています。

市内における地域課題に取り組む活動は、活動主体も内容も多岐に渡っており、市民活動に対してはかわさき市民活動センター、全市的な町内会・自治会の活動に対してはかわさき自治財団、全市的な中小企業支援については川崎市産業振興財団、というように、対象となる活動主体を基本に、中間支援組織もそれに応じた活動を行っています。

一方、地域における活動団体は、その活動内容に応じて必要とする資源も異なるため、身近な中間支援組織へ相談したり、資金支援を複数の中間支援組織に申し込んだりするなど、状況によって活動に対する支援を分野にまたがって活用しています。

<u>提案 1</u>

このような状況を鑑みると、活動支援の具体的な取組はそれぞれの領域に特化した中間支援組織が担うべきだと考えますが、各分野の中間支援組織をつなぎ、幅広い相談に柔軟に応じることができるような、総合的な支援体制が重要となります。また、将来的には、このような中間支援が、市内1ヶ所に限らず、市民により身近な区域で行われるような方向性が望ましいでしょう。

総合的な中間支援の機能を、行政や中間支援を行う団体が協力して担うことで、それぞれが持つ資源を有効に活用し、ニーズに対して効果的に対応することが可能となります。

イ 人材育成に向けた仕組みづくり

地域では、退職したシニア世代や子育でが終了した世代など、知識と経験を生かして地域貢献をしたいが、取り組むきっかけがないという人達も多くいます。一方で、市民活動団体や町内会・自治会では、高年齢化やメンバーの固定化、専門的知識を有した人材の不足などが課題となっています。

市内には、市民館の講座やKSソーシャル・ビジネスアカデミー、かわさき市民アカデミーなど、生涯教育や社会起業家の育成などといった観点から人材を育成する機関があり、修了生を多数輩出しています。

提案 2

川崎のまちづくりに携わりながら、自分の知識と経験を生かして社会に貢献したいという地域の多様な人材が活躍できるよう、団体のニーズと人材をマッチングさせるための仕組みづくりが必要です。例えば、既存の人材育成機関や中間支援組織、行政が連携して、必要な人的支援を柔軟に行うことができるようなプラットフォームを作ることも一案です。

人材のマッチングには、地域や地域における活動に明るく、団体同士をつなげることができるようなコーディネーターが必要です。ただし、コーディネーターとしての機能を個人に期待するのではなく、中間支援組織や行政などが連携して地域のコーディネーターとなり得る人を探し、育成し、活躍してもらうための枠組みを整えることが求められます。

ウ 寄附や民間による市民ファンドを通じた市民社会のエンパワーメント

少子高齢化社会の進展に伴い、今後ますます若年人口が減少し、高齢人口が増加していくなかで、福祉分野を中心としたサービスへのニーズが高まっていく一方、税金として行政に集約される資源は低減していくことが予想されます。

このような状況のもとでは、社会全体の限られた資源を、行政と民間とで協力しながら、必要なところに配分していくことが必要となってくるでしょう。また、その際は、行政資源だけではなく、民間が有する資源も活用していくことが求められます。

市民が、まちづくりに主体的にかかわり、その取組を拡大させていくためには、市 民からの共感や応援を獲得しながら活動を進めていくと同時に、さまざまな資源を活 用していくことが必要です。

●提案 3

まちづくりの主役であり行政のパートナーである市民が行う公共的な活動に対して、社会全体が応援していく仕組みが重要です。

寄附に関する法制度の改正や公益財団の形式で運営する市民ファンドの設立、企業等によるファンドへの協力や連携などは、市民が市民を支えるための具体的な制度・仕組みです。このような動きを今後も拡充させていくことが必要です。

川崎市内で行われている市民ファンド設立の動きを見守り、さまざまな資源をつなげることができるような行政の姿勢が望まれます。

エ 参加と協働によるまちづくりを推進していくための行政の体制

行政と市民が共に協働・連携して、参加と協働によりまちづくりを推進していくに あたって、行政職員の異動等により、これまでの経緯やネットワークなどが一方的に 分断されることは、地域全体にとってのマイナスとなります。市民のパートナーであ る行政側には、継続的な相談・支援体制が求められます。

地域の資源を活用して課題解決に向けた取組を進めていく際には、地域で活動する 団体間のネットワークが大変重要になります。また、必要に応じて、組織や分野を横 断してつながっていくことも有用です。同様に、行政機関内においても、局・区間で の情報共有や連携した取組が求められますし、地域の中間支援組織や団体とのネット ワークも必要です。

市民が参加する「まちづくり協議会」や「区民会議」などにおいても、行政との協働による事業の実践や、市民活動団体への支援等が行われています。このような取組とも十分に連携した施策の推進が求められます。

提案 4

市民に最も身近な区役所は、参加と協働の拠点としての重要性がますます高まっており、地域の活動団体との協働・連携にあたっては、組織的な体制が求められます。その上で、区役所職員に対しても、地域の活動団体とのつなぎ役や、地域の中間支援組織との連絡調整役としての期待が高まっています

さいごに

本委員会では、市民活動支援のあり方の検討に加えて、地域の多様な主体が協働・連携 して行政とともに地域の課題に対応していくにあたって検討が必要と思われる項目につい ても整理しました。支援指針の改訂にとどまらず、行政と市民、そして市民同士が、とも に協力してより豊かな地域を確立できるよう、早急にその協働や連携のあり方を模索し、 進むべき方向性を整理することが求められます。

資料編

- 1 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について
- (1) 設置要綱
- (2) 委員会開催委員名簿及び委員会スケジュール
- 2 川崎市市民活動支援指針について
- (1) 川崎市市民活動支援指針
- (2) 支援指針に基づく市民活動支援施策(年表)
- 3 調査資料
- (1) 市民活動支援の実態に関する基礎調査について
- (2) かわさき市民活動センター 利用登録団体アンケート

1 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について

(1) 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成13年9月に策定された『川崎市市民活動支援指針』を社会環境の変化を反映し、より一層市民活動の活性化に資するものへ改訂することを目的に、川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 現行の市民活動支援指針の改訂に関すること。
- (2) 今後の市民活動支援のあり方に関すること。
- (3) その他市民活動支援に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 2 委員は市民活動団体関係者、学識経験者及び公募の市民等から市長が委嘱 する。
- 3 委員の任期は委嘱日から平成27年3月31日までとし、委員が欠けた 場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理 する。

(委員会の招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

- 第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会 を置くことができる。
- 2 小委員会の出席者は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者等の出席)

第7条 委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び 参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局自治推進部において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- この要綱は、平成25年8月12日から施行する。
 - 附則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2)委員名簿

◎:委員長

〇:副委員長

	区分	役職名等	氏名
1	学識経験者	法政大学法学部教授	◎名和田 是彦 (ナワタ ヨシヒコ)
2	大 学 (学識経験者)	専修大学経済学部教授	○徳田 賢二 (トクダ ケンジ)
3	 市民活動団体 関係者 	特定非営利活動法人 わになろう会 理事長	新井 靖子 (アライ ヤスコ)
4		市民社会パートナーズ代表	庄嶋 孝広 (ショウジマ タカヒロ)
5		特定非営利活動法人 ぐらす・ かわさき 事務局次長	廣岡 希美 (ヒロオカ) ノゾミ)
6	中間支援組織	公益財団法人 かわさき市民活 動センター 事業推進係長	福森 義之 (フクモリ ヨシユキ)
7	事業者	川崎信用金庫 広報企画部 部長	落合 孝和 (オチアイ タカカズ)
8	町内会	長沢自治会 会長	末吉 一夫 (スエヨシ カズオ)
9	公募市民	パークシティ溝の口管理組合 専門委員会委員	櫻井 良雄 (サクライ ヨシオ)
1 0	公募市民	特定非営利活動法人 多摩家事 介護ワーカーズ・コレクティブ くるみ 副理事長	酒井 嘉子 (サカイ ヨシコ)

(3)委員会スケジュール (後日追加)

- 2 川崎市市民活動支援指針について
- (1) 川崎市市民活動支援指針

(2) 支援指針に基づく市民活動支援施策(年表)

3 調査資料

(1) 市民活動支援の実態に関する基礎調査について

実施目的

市民活動団体等による地域での公共的・公益的活動の実態及びその課題の把握と、市民活動団体等による公益的な活動を支援する仕組みについての調査を委託し、公共の担い手の拡大に向けた本市の施策展開の基礎資料とする。

調査期間

平成25年10月~26年3月

調査報告要旨

1 市民活動団体課題・ニーズ等調査まとめ

【調査概要】市内の団体から20団体を抽出しヒアリング

・活動資源の支援ニーズ

現行指針の活動資源の4つの柱(人材・資金・活動の場・情報)は引き続きニーズ有

・団体の状況に応じた支援

市民活動団体の多様性に応じて、支援も団体の特性別・成長段階別に考える必要性

【例】初期の団体 : 4つの活動資源の支援中心

より成熟した団体:市民、企業、行政等との協働のためのネットワークの構築 団体自立までのハンズオン支援等

※ただし、団体の目指す方向性による支援ニーズの違いにも留意する必要性(公益性の強い団体・共益色の強い団体)

・企業との連携への要望

仲介、マッチング支援のニーズ

・中間支援のあり方

支援組織の数・機能・役割分担(行政・中間支援組織・民間)についての意見・要望

・行政との関係

政策提言窓口や顕彰制度等のニーズ、委託料等の積算に対する疑問

・法人格について

認定・条例指定制度の周知の必要性、NPO法人事務の煩雑さ

2 中間支援組織による支援について

【調査概要】全国から代表的な15団体を選択し文献調査、うち3団体ヒアリング

・設立主体

NPO型(市民立)、官民出資型、企業財団型(企業CSR方針)等

<u>▪ 支援地域:</u>

全国(政策提言、ネットワーク化)・地域別(地域ニーズへの対応)

• 支援内容

情報提供、調査研究、政策提言等シンクタンク型、資金仲介型、テーマ限定型、ハンズ オン型、協働のマッチング・コーディネート支援等

支援の分野

当初は「NPOに係る支援を幅広く」が主流だったが、支援のテーマを絞った中間支援 組織や資金支援に係る団体が増加____

支援の対象

NPO支援にとどまらず行政、企業、市民、NPO等をコーディネートするマルチセクターを意識した支援活動が増加

3 市民ファンドに関する実態調査

【調査概要】全国から11事例を選択し文献調査、うち3事例ヒアリング

ファンド形態

<u>資金調達方法の多様化(寄附、出資、寄附つき商品販売、企業冠ファンド、遺贈や特定</u> <u>寄付信託、マッチング寄付、クラウドファンディング等)</u>

対象事業

組織基盤強化(人件費、事務所経費)にも充当可能なものも存在

・支援手法

より効果的な支援とするため資金支援とともに運営支援なども併せて行うケースも増加

• 課題

多くの団体で資金調達が課題。調達の限界から活動を縮小させている事例あり

4 ファンドレイジング(※)システムの概要取りまとめ

※Fundraising: 寄付、会費、助成金、補助金などの財源獲得行為のこと

【調査概要】個人が参加しやすい新しい資金支援手法について、5事例を調査

<u>・特徴</u>

個人の寄附拡充に向けて、心理的障壁や金銭的負担を下げる工夫

<u>・オンライン寄付</u>

ネットを通じた小口のクリック寄付

・クラウド<u>ファンディング</u>

主にインターネットを通じて不特定多数の人から資金を集める手法。寄付型、購入型、 投資型など

・コーズ・リレーティッド・マーケティング

寄付つき商品販売。物品購入を通じて気軽に寄付に参加ができる手法

5 事業者(企業等)による寄付に関する動向調査

【調査概要】10社調査、うち3事例ヒアリング

・企業や企業財団

主にCSRとして助成しているため、支援企業の支援方針により対象選定等について多くのパターンが存在

各種団体との連携

企業が支援を行うにあたり、NPO支援を専門とする中間支援組織や公益財団と連携・ 協働を行っている事例あり

・信用金庫・労働金庫

<u>地域密着型金融機関として地域コミュニティの活性化が企業のミッションそのものであると位置づけて市民活動団体へ支援</u>

• 支援対象

プロジェクト (事業) 経費だけでなく、人件費、事務所経費等に充当できるプログラム も増加

その他

<u>資金支援に加えてプロボノ等による非資金的支援も増加し、また中間支援組織自体の強化を目指すプログラムも存在</u>

6 関連条例、計画等の調査

【調査概要】国内事例:政令市及び県内市に条例・ガイドライン等の策定状況調査を実施 海外事例:参考事例として3件を文献調査

以上

(2) かわさき市民活動センター 利用登録団体アンケート

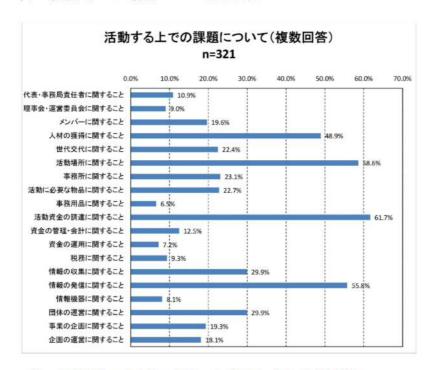
施設利用登録団体アンケート

当センターでは、市民活動団体に施設利用登録をしていただく際、簡単なアンケートを実施しています。 その経過をお知らせします。(随時更新)

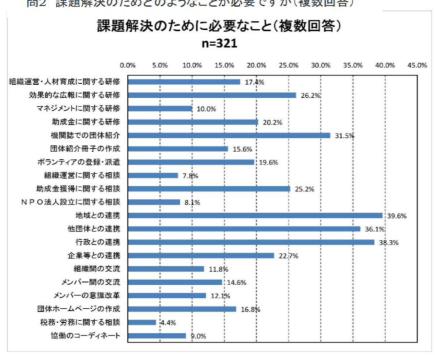
【調査概要】

調査対象・・・・かわさき市民活動センターの施設利用登録団体(2014年2月1日現在) 有効回答数…321

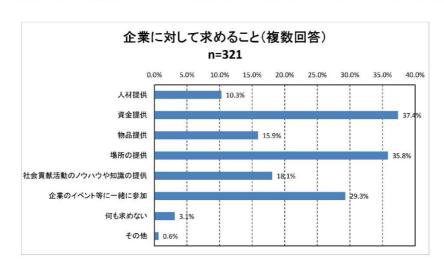
問1 活動する上での課題について(複数回答)



問2 課題解決のためどのようなことが必要ですか(複数回答)



問3 企業との連携として社会貢献活動をするとしたら、企業に対して何を求めますか(複数回答)



問4 行政との協働や連携を行うとしたら、行政に対して何を求めますか(複数回答)

